

船員派遣元事業主の講ずべき措置は・・・

1 派遣船員等の福祉の増進

船員派遣元事業主は、派遣船員又は派遣船員として雇用しようとする船員について、各人の希望及び能力に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進に努めなければならない。

船員派遣元事業主が行うべき福祉の増進のための措置には、例えば、次のようなものがあります。

業務を円滑に遂行する上で有用な物品の貸与や教育訓練の実施等をはじめとする派遣船員の福利厚生等の措置に係る派遣先の船員との均衡に配慮した取扱い

個々の船員の適性及び能力に適合し、かつ、就業期間、就業時間、派遣船舶等がその希望に適合するような就業機会の確保

教育訓練を計画的に実施する等による教育訓練機会の確保

賃金、労働時間、安全衛生等の労働条件の向上、福利厚生施設の充実等派遣船員の雇用の安定を図るための措置

2 適正な派遣就業の確保

船員派遣元事業主は、派遣船員の派遣先における就業に当たり、派遣先が船員職業安定法又は同法第3章第4節第2款第4目の規定により適用される船員法等に違反することがないようにその他適正な就業が確保されるように適切な配慮をしなければなりません。

「適切な配慮」の内容は、具体的には、例えば、次のようなものがあります。

船員職業安定法違反の是正を派遣先に要請すること

船員職業安定法違反を行う派遣先に対する船員派遣を停止し、又はその派遣先との間の船員派遣契約を解除すること

派遣先に適用される法令の規定を習得すること

派遣元責任者に派遣先の船舶を巡回させ、船員職業安定法違反がないよう事前にチェックすること

派遣先との密接な連携の下に、派遣先において発生した派遣就業に関する問題について迅速かつ的確に解決を図ること

3 派遣船員であることの明示等

(1) 雇用する場合

船員派遣元事業主は、船員を派遣船員として雇用しようとするときは、あらかじめ、船員にその旨を明示しなければなりません。

(2) 雇用後、派遣船員とする場合

船員派遣元事業主は、既に雇用している船員を新たに船員派遣の対象とする場合には、あらかじめ、その旨を船員に明示し、その同意を得なければなりません。

(1)の明示並びに(2)の明示及び同意は、派遣される船員本人の同意のもとに船員派遣を行わせるものであり、一度同意を得れば、個々の船員派遣について同意を必要とするものではありません。

明示等の方法は、事前に書面により行わなければなりません。

4 派遣船員に係る雇用制限の禁止

船員派遣元事業主は、派遣船員が船員派遣元事業主との雇用関係の終了後、派遣先であった者に雇用されることを制限してはなりません。

5 就業条件等の明示

船員派遣元事業主は、船員派遣をしようとするときは、あらかじめ、その派遣される船員に対し、船員派遣をする旨、その就業条件、派遣先が派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日を明示しなければなりません。

(1) 明示すべき就業条件等

当該船員派遣をする旨

派遣船員が従事する業務の内容

派遣船舶の名称、総トン数、用途(漁船にあっては、従事する漁業の種類を含む。)

及び就航航路又は操業海域

派遣先のために、就業中の派遣船員を指揮命令する者に関する事項

船員派遣の期間

基準労働期間、労働時間及び休息时间に関する事項

安全及び衛生に関する事項

派遣船員から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

船員派遣契約の解除に当たって講ずる派遣船員の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

派遣先が派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日

派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項(氏名、連絡先等)

派遣船員の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項

船員派遣元事業主及び派遣先との間で、派遣先が当該派遣船員に対し、陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設であって現に派遣先に雇用される船員が通常利用しているものの利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の派遣船員の福祉の増進のための便宜を供与する旨の定めをした場合には、当該便宜の供与に関する事項についても記載すること。

派遣受入期間の制限を受けない業務について行う船員派遣に関する事項

- ・ 有期プロジェクト業務について船員派遣を行う場合は、その旨を記載すること
- ・ 日数限定業務について船員派遣を行う場合は、()その旨、()当該派遣先においてその業務が1月間に行われる日数、()当該派遣先の通常の船員の1月間の所定労働日数を記載すること
- ・ 産前産後休業、育児休業等の代替要員としての業務について船員派遣を行う場合は、派遣先において休業する船員の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること
- ・ 介護休業等の代替要員としての業務について船員派遣を行う場合は、派遣先において休業する船員の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること

- (2) 派遣先が派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日の明示
船員派遣契約の締結後に派遣先において派遣受入期間の制限に抵触する日が変更された場合等は、派遣先から当該通知を受けた後、遅滞なく、派遣船員に対して変更等された抵触日を明示する必要があります。
- (3) 明示の方法
派遣船員に対する明示は、あらかじめ、明示すべき事項を書面に記載し、その書面を個々の派遣船員に交付することにより行わなければなりません。
ただし、緊急の必要があるため、書面を交付することができない場合は、あらかじめ、書面以外の方法で明示すればよいこととされています。
この場合でも、派遣船員から請求があったとき、又はその請求がなくても船員派遣の期間が1週間を超えるときは、遅滞なく、明示すべき事項を記載した書面を派遣船員に交付しなければなりません。

6 派遣先への通知

船員派遣元事業主は、船員派遣をするときは、その船員派遣に係る派遣船員の氏名等を派遣先に通知しなければなりません。

- (1) 通知すべき事項
派遣船員の氏名及び性別（派遣船員が18歳未満である場合にあっては、年齢、氏名及び性別）
派遣船員に係る船員保険及び社会保険の被保険者資格取得届の提出の有無（「無」の場合は、その具体的理由）
派遣船員の就業条件の内容がその船員派遣に係る船員派遣契約の就業条件の内容と異なる場合（例えば、契約上1人で就業することが可能となっている場合に、1日8時間の就業を2人で分担する場合を指しています。）におけるその船員派遣の就業条件の内容
- (2) 通知の方法
船員派遣契約に定める派遣船員の就業条件の内容の組合せが複数である場合には、その組み合わせごとにその組み合わせに係る(1)の事項を通知しなければなりません。
- (3) 通知の手続
通知は、船員派遣に際し、あらかじめ、(1)の通知すべき事項を書面の交付又はファクシミリ・電子メールを利用することにより行わなければなりません。
ただし、船員派遣の実施について緊急の必要があるため、書面の交付又はファクシミリ・電子メールを利用することによる通知ができない場合は、通知すべき事項をあらかじめ、書面の交付又はファクシミリ・電子メールの利用以外の方法で通知すればよいこととされています。
この場合、船員派遣の期間が2週間を超えるときは、船員派遣の開始後、遅滞なく、その事項を書面の交付又はファクシミリ・電子メールを利用することにより通知しなければなりません。
なお、船員派遣の開始後、船員保険及び社会保険の加入手続中の派遣船員について被保険者資格取得届が提出されたときは、船員派遣元事業主はその旨を派遣先に通知するようにしてください。

7 派遣受入期間の制限の適切な運用

船員派遣元事業主は、派遣先が船員派遣の役務の提供を受けたならば、派遣受入期間の制限に抵触することとなる場合には、抵触することとなる最初の日以降継続して船員派遣を行ってはなりません。

「派遣受入期間の制限に抵触することとなる」最初の日については、船員派遣契約を締結する際に、あらかじめ、派遣先から通知されることとなっています（「船員派遣契約は・・・」の4（12ページ）、「派遣先の講ずべき措置・・・」の3（21ページ）参照）。

船員派遣元事業主は、派遣先からこの通知がない場合は、船員派遣契約を締結してはなりません。

8 派遣先及び派遣船員に対する派遣停止の通知

船員派遣元事業主は、派遣先が派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日の1ヶ月前から前日までの間に、派遣受入期間の制限に抵触する日以降継続して船員派遣を行わない旨を、派遣先及び派遣船員に通知しなければなりません。

派遣船員に対する通知は、派遣受入期間の制限に抵触する日を明示した上で、その日以降継続して船員派遣を行わない旨を記載した書面を交付することにより行ってください。

ただし、緊急の必要があるため、書面を交付することができない場合は、あらかじめ、書面以外の方法で通知すればよいこととされています。この場合でも、派遣船員から請求があったときは、遅滞なく、書面を派遣船員に交付しなければなりません。

派遣先に対する通知は、書面の交付又はファクシミリ・電子メールを利用することにより行うことができます。

9 派遣元責任者の選任

船員派遣元事業主は次に掲げる業務を行わせるため、派遣元責任者を選任することが必要です。

- 派遣船員であることの明示等
- 就業条件等の明示
- 派遣先への通知
- 派遣先及び派遣船員に対する派遣停止の通知
- 派遣元管理台帳の作成、記載及び保存
- 派遣船員に対する必要な助言及び指導の実施
- 派遣船員から申出を受けた苦情の処理
- 派遣船員等の個人情報の管理に関すること
- 安全及び衛生に関し、派遣元事業所において船員の安全及び衛生の業務を統括管理する者及び派遣先との連絡調整
- その他、派遣先との連絡・調整

(1) 派遣元責任者となる者の要件

派遣元責任者は、次の から までのいずれにも該当しない者のうちから選任しなければなりません。

禁固以上の刑に処せられ、又は船員職業安定法、船員法、労働基準法、最低賃金法等に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなって5年

を経過しない者

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

船員派遣事業の許可を取り消されて5年を経過しない者

未成年者

上記のほか、許可について派遣元責任者に雇用管理能力に係る一定の基準を満たすことを選任の要件としています。（「船員派遣事業の許可は・・・」2～許可基準～1(1)イ（4ページ）参照）

(2) 派遣元責任者の選任方法

事業所ごとに自己の雇用する者（個人事業主や法人の役員も可）の中から、専属の派遣元責任者を選任しなければなりません。

派遣元責任者は、派遣船員の数100人ごとに1人以上を選任しなければなりません。

10 派遣元管理台帳

(1) 作成及び記載

船員派遣元事業主は、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、その台帳に派遣船員ごとに就業条件等を記載しなければなりません。

就業条件等とは次に掲げるものです。

派遣船員の氏名

派遣先の氏名又は名称及び住所

- ・ 個人の場合は氏名を、法人の場合は名称及び代表者の氏名を記載する

派遣先の事業所の名称

派遣先の事業所の所在地及び派遣船舶の名称

船員派遣の期間及び派遣就業をした日

基準労働期間及び労働時間

従事する業務の種類

派遣船員から申出を受けた苦情の処理に関する事項

派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項

派遣先から通知を受けた派遣就業の実績が予定していたの労働時間等と異なるときは、その実績の内容

派遣受入期間の制限を受けない業務について行う船員派遣に関する事項

- ・ 有期プロジェクト業務について船員派遣を行う場合は、その旨を記載すること

- ・ 日数限定業務について船員派遣を行う場合は、()その旨、()当該派遣先においてその業務が1月間に行われる日数、()当該派遣先の通常の船員の1月間の所定労働日数を記載すること

- ・ 産前産後休業、育児休業等の代替要員としての業務について船員派遣を行う場合は、派遣先において休業する船員の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること

- ・ 介護休業等の代替要員としての業務について船員派遣を行う場合は、派遣先において休業する船員の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること

派遣船員に係る船員保険及び社会保険の被保険者資格取得届の提出の有無（「無」の場合はその理由を具体的に記載すること。また、加入手続終了後は「有」に書き換えること。）

派遣元管理台帳の作成は事業所ごとに行わなければなりません。

(2) 保存

船員派遣元事業主は、派遣元管理台帳を船員派遣の期間の終了の日から3年間保存

しなければなりません。

11 性別・年齢による差別的な取扱いの禁止等

船員派遣契約を締結する際に、派遣船員の性別を船員派遣契約に記載し、これに基づき船員派遣を行ってはなりません。また、性別や年齢を理由とする差別的船員派遣を行ってはなりません。

12 船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針

上記のほか、船員派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、「船員派遣元事業主の講ずべき措置に関する指針」が策定されていますので遵守して下さい。